

2013 年度個別指導指摘事項

I 全般に関わる事項

1. 診療録の記載について

傷病名の整理

症状・所見・治療計画の記載の充実

保険診療以外の診察（予防接種、健康診断等）については、保険診療の診療録と区別して記載。

診療録様式第1号の3の記載内容の充実

複数の医師が一人の患者の診療に当たる場合、署名または記名押印し責任の所在を明確にする。

診療録の記載はインクまたはボールペンを用いて行う。

II 診療に係る事項

1. 初・再診料等

電話再診については、初診又は再診に附随する一連の行為とみなされる診療行為であった場合、算定できない。

外来管理加算の算定において、患者からの聴取事項や診察所見の要点記載の充実。

慢性疾患等明らかに同一の疾病又は負傷である場合、初診として取り扱わないこと。

2. 医学管理等

特定疾患療養管理料：管理内容の要点記載の充実。

薬剤情報提供料：診療録に薬剤情報を提供した旨を記載する。

生活習慣病管理料：療養計画書を作成し、計画書の写しを診療録に貼付すること。

特定薬剤治療管理料：診療録に薬剤の血中濃度、治療計画の要点記載する。

難病外来指導管理料：診療計画及び診療内容の要点記載。

診療情報提供料（I）：交付した文書の写しを診療録に添付すること。

悪性腫瘍特異物質治療管理料：診療録に腫瘍マーカー検査の結果に基づく治療計画の要点記載の充実。

皮膚科特定疾患指導管理料：診療録に指導計画及び指導内容の要点記載の充実。

てんかん指導料：診療録に診療計画及び診療内容の要点記載の充実。

外来栄養食事指導料：管理栄養士が作成する栄養指導記録に指導時間を記載すること。

3. 在宅医療

在宅療養指導管理料：診療録に指示した根拠、指示事項、指導内容要点記載。

血糖自己測定器加算：当該患者に在宅で血糖の自己測定をさせ、その記録に基づき指導を行った場合に加算する。

在宅患者訪問診療料：診療録に訪問診療の計画及び診療内容の要点記載の充実。

在宅時医学総合管理料：診療録に在宅療養計画及び患者、家族及びその看護に当たる者等に対して行った説明の要点記載の充実。

4. 精神科専門療法

家族に対する通院・在宅精神療法については、家族関係が当該疾患の原因と推定される場合に限り算定できる。

抗精神病特定薬剤治療指導管理料：診療録に治療計画及び指導内容の要点記載の充実。

5. リハビリテーション

摂食機能療法：診療録に実施計画の充実記載。

6. 注射

翼状針は注射の手技料に包括され別に算定できないものであり、個々の患者からも別に徴収できない。

7. 処置

耳処置：簡単な耳垢栓除去は、第1章基本診療料に含まれる。

III 請求事務に係る事項

1. 一部負担金について

徴収金額を誤っている例が見受けられた。

従業員から一部負担金の徴収漏れ。

2. 届出事項等

保険医療機関の届出事項に変更があったにもかかわらず、届出が行われていない例が認められた。(保険医の異動、勤務形態の変更等)

IV 自主返還に関する事項

1. 算定要件を満たしていない血糖自己測定器加算 (3)

2. 算定要件を満たしていない電話再診料

3. 算定要件を満たしていない特定疾患療養管理料 (4)

4. 算定要件を満たしていない生活習慣病管理料

5. 算定要件を満たしていない初診料については、再診料との差額

6. 算定要件を満たしていない外来管理加算 (2)

7. 算定要件を満たしていない特定薬剤治療管理料

8. 算定要件を満たしていない皮膚科特定疾患指導管理料

9. 算定要件を満たしていないてんかん指導料、抗精神病特定薬剤指導管理料